

どの子ども地域の学校へ！公立高校へ！東部地区懇談会

連絡先・春日部市大場690-3 谷中耳鼻科内(山下)

Tel 048(737)1489

Fax 048(736)7192

e-mail:waraji@muf.biglobe.ne.jp

新年のおしゃべり会

1月30日(金)

午前10時～

岩槻ふれあいプラザで

岩槻市東岩槻 6-6

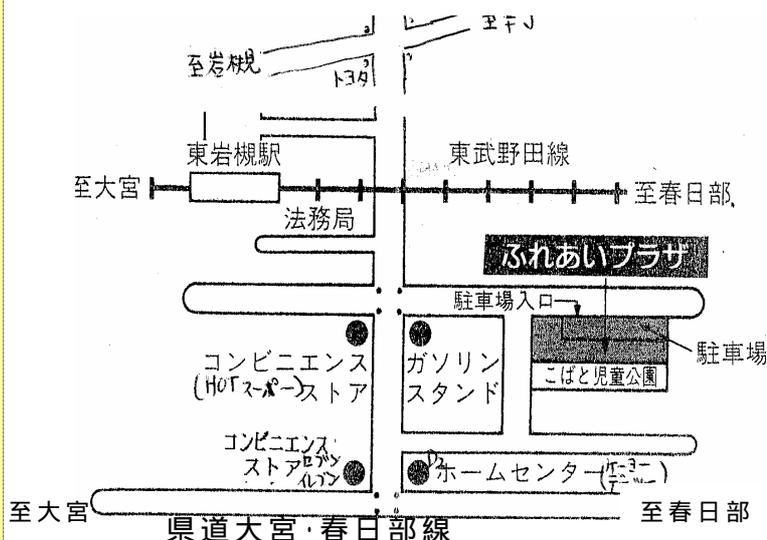
048-758-1980

東武野田線東岩槻駅より南へ徒歩
5分・駐車場あり

半年振りの岩槻です。六澤さんに
会場をとっていただきました。就学・
進路を間近に控えた方も、お繰り合

ふれあいプラザ案内図

至白岡・幸手



新しい年です。明けて、おめでたい方も、おめでたくない方も、とりあえず今年もよろしくお祈いします。

月刊わらじ新年号に「どの子ども地域の公立高校へ・埼玉連絡会」事務局の竹迫和子さんがこんなことを書いています。

今年も「余計なお世話」を

「2003年はなんだかひどい年だった。年明けに土屋前知事の『全障害児に普通学級籍』発言があり、いまだきそんないい話があるはずがないと疑いの気持ちはあったが、少しはいい方向に進むのだろうと期待していた。しかし、二重学籍だの、特別支援教育だのと、どんどんややこしく子ども達が分けられていく結果となった。この傾向は障害のある子ども達に限ったことではなく、学校教育全体が、できる子は伸ばし、できない子・問題のある子は切り捨てられていく。」と。しかしながら、「また、親の気持ちも『みんな一緒に』よりも『うちの子に合った』教育を望む傾向にあり、必ずしも高校へではなかつたりする。なんだか私は余計なお世話をしているのかしらと思う時がある。」

まったく同感なのですが、私の場合は「余計なお世話でごめんね」と居直ることにしています。だって「できない子・問題のある子は切り捨てられていく」といっても、当事者の親子のほうは「特別なニーズに応じた支援」を求めて進んでそこに乗っていくという場合も多いのですから。

「個別支援」が人々を追い込んでゆく社会状況

竹迫さんは養護学校の現場で「個別支援」が強められる中で起こってきた事態を次のように伝えています。「問題点が明らかになって解決していくというよりも、お



互いの不信感が強まっていったりする。親子に寄り添って、などとのんきなことを言っていられなくなる。また、個々の障害に対する指導が強まって、子どもが追い込まれかねない。障害が個人の克服すべき課題としてのみ扱われ、関係の問題であることが抜け落ちてしまい、結局は隔離された状態は変わらない。」

私などが「障害をなんとかしようとするのでなく、そのまま社会とつきあっていくことに慣れ、社会の側がつきあかたを会得していく体験が大事じゃないか」と言うと、親たちから「それは理想論。現実には甘くないんだから、個々人の発達に応じた手厚い支援を獲得してはじめて社会に参加できるんだ。」と反論が返ってくるのがよくあります。それは実感なのだと思います。しかし、地域の中で分け隔てられ、個人として孤立させられた状況での「実感」の狭さを、私は30年近く前の「総合養護学校をつくる会」の活動を通して痛感させられました。個人の実感を通して社会を見ることはできません。人が個人としてだけでなく、他の人々とぶつかったり、すれちがったり、折り合ったりすることを通して、社会とそこに生きる人々の姿がはっきり現れてくるのです。



「介護の社会化」がもたらす「寂しさ」とは

介護保険相談員として毎月5、6回施設訪問をしてお年寄りと語らってくるペンネーム「オリーブ」さんは、同じ月刊わらじ新年号で、「デイサービス、老人保健施設、療養型施設、ここ数年でサービスの向上はされてきているように思えるのですが」、「何故か私はさびしい想いをして帰ってくる。」と書いています。かつてのような山奥の施設や蚕棚のような老人病院はなくなってきた代わりに、大規模な地域内分類処遇の社会がやってきました。厚生労働省のいう「老後の最大の不安である介護を国民みんなで支え合い、高齢者の自立を支援していこうとする介護保険制度」がスタートして、わずか4年目の風景です。

介護保険は「介護の社会化」をうたい、家族だけが介護を担うという状況を変えましたが、介護は専門職が担うものとし、専門職の大量生産をしたことによって、他の地域の人々が共に働いたり、暮らしたりしながら、介護の一端も担う可能性も奪ってしまいました。高齢者の就労や生涯学習が進められていますが、介護保険の「要介護」の人々は当然のようにその対象からはずされています。

『昔はどんな仕事をしていたんですか』その老人は『服の仕立て、婦人服を裁っていたんです。今でも出来るよ。足踏みから電動まで出来る。型紙も作るよ。』今度私の服も作ってもらいたいなと言うと、男性は「いいよ。でもここには何にもないからね。』私は『じゃ、手で出来るとこまで出来ますね。』と言うと『そうだね』と答えてくれました。しばらく話し込んでいると、最後に『家に帰りたかね』と言っていた。来月来ますねと声をかけたら『本当だよ』と言っていた。」

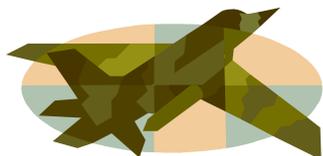
「オリーブ」さんは、「一人で老いてゆく自分が最後まで自分の家で暮らしてゆける道をどのように探してゆこうかということがこれからの課題です。」と結んでいます。

日常生活の重みを確かめ合いながら

近所の子供達と一緒に学校に通い、同世代の人々が働く職場に参加し、自分の家で暮らすといったごくささやかな日常生活があつてこそ、地域の中で他の人々と一緒に支援のありかたを見直し・練り上げてゆくことができるというものです。

「個別のニーズに応じた支援」という口当たりのいいことばで、基本的な地域生活が分けられ特別な専門家の手に委ねられてゆくと、障害のない人々も含め、互いの不信感や不安が増し、各々が閉ざされた状況に追い込まれてゆきます。このようにばらばらになった人々が、より強い力をもって権利・義務を確立したいという

方向に動いて出来たのがアメリカの障害者法（ADA - 1990年）であり、それにサインした大統領は翌年湾岸戦争を開始することになるブッシュ父でした。ADAは闘い取られた成



果であるとともに、湾岸戦争（1991年）からイラク戦争へ突き進んでいったアメリカ社会の断面のひとつでもあります。

竹迫さんは、「戦争を望んでいないのに、押しとどめる力を出せないまま、ずるずると入っていく。戦前もこのようにして戦争へ突入していったのか。」と書いています。

「不安感」や「孤立感」、「さびしさ」を「個別支援」に直結させてしまうのでなく、そうした感覚をひきずりながら共に学び、共に働き、暮らし合う中で、めいめいの感じ方・生き方をつき合わせてゆくことが大事なんだと、あらためて思います。

雨でも元気に おしゃべり会草加版（11月29日）の報告

純生くんの居住地交流レポート

11月29日（土）、草加で初のおしゃべり会を開きました。あいにくの雨でしたが、にぎやかな集まりになりました。簡単な自己紹介の後、今日のおしゃべり会を地元で準備していただいた宮尾さんから草加での活動を報告していただきました。

先日、宮尾さんが市内の学齢期の障害児をもつ親御さんたちに呼びかけて、草加市長との「いきいき市民懇談会」を行ったそうです。その中で宮尾さんが思ったことは、親たちの中に特殊学級のニーズが強いこと。とはいえ特殊学級は限られており、4人で1学級というのが市教委の基準。いきいき懇談会の後、瀬崎小に1人学級ができたということです。また、懇談会とはかかわりないようですが、最近になってすべての学校に特殊学級を設置する方針が打ち出されてきたとか（宮尾さんが要望しているわけではありません。念のため。）。

宮尾さんの次男・純生（じゅんき）君は、今春中学に上がるに際して、越谷養護を選びました。しかし、小学校のとき（事故で障害を負った後も普通学級で卒業）の友達とのつきあいを大切にしたいとの思いから、居住地の瀬崎中学校に交流を申し入れ、不十分ながら行っています。肢体不自由の生徒も在籍しているのですが、バリアが甚だしいので、階段昇降機を設置してほしいと要望しました。PTA役員が総意で動いてくれて、昇降機が付く方向になりましたが、さらにエレベーターになりそうなのも見えてきたとのこと。宮尾さんは、「小さな声でもあげてゆけば、動くものだということを感じました」と話しておられました。

宮尾さんは、昨日、県教育局特別支援教育課を訪れ、課長と居住地交流促進について話し合ってきたそうです。課長は「基本的には市町村しだい」と言っていたとのこと。

純生君の交流については、宮尾さんは「最低月1回通いたい」と要望してきました。しかし、瀬崎中学校の校長が代わってから、管理の側面が強くなっており、一向に進みません。それで、あらためて市、養護学校、中学校に対して、「来年度は教育課程の中にきちんと組み込んでほしい。ダメなら転校させます。」と申し入れをしたということでした。

多彩な顔ぶれが集まった

宮尾さんの報告の後、そのまま宮尾さんに進行役をしていただいて、参加された方々から自己紹介を兼ねて近況報告を受けました。

TD(吹上町): 幼稚園の年長。子どもと二人で、6人の就学指導委員に囲まれて「相談」。「普通学級に入れたい」と言い続けたが、「言葉が出てないから」とか、「1時間じっとしていられないと指導は難しいから」と、養護か特殊が適切だと言われた。肢体不自由児が一人入っている例はあるが、知的障害児の場合普通学級などんでもないとされた。すごく不安。近くで同じ立場の親を知らないなので、遠くから参加した。言葉が出始めたので、就学猶予はどうかとも思っている。

Y(立教大生): 障害児の施設とわらじの会で実習をした。「障害があっても一緒に」ということを成人になってから取り組むのは大変な労力が必要であり、やはり子どものころから分けないことが大事と思う。だが、自分の中で葛藤がある。

NA(草加市): 息子は自閉。小・中・高(定)とずっと普通のクラスで学ばせてきた。あたりまえのこ



ととして。

- K(草加市):娘はやはり自閉。12月で31才。20才まで多動で大変だったが、やっと落ち着いた。小2まで普通学級。3年から特殊学級。高校は定時制へ。
- TK(春日部市):息子は9月に春日部市の中学1年普通学級に転校した(栃木県では特殊学級)。市のほうで支援員も付けている。ただ支援員の勤務時間が1日5時間までで、支援員がいなくなると帰されてしまう。先日、「社会体験」という行事があり、体験先として「小学校の特殊学級ではどうか」と打診されたが断り、小学校の普通学級と幼稚園になった。
- A(越谷市):ずっと越谷養護。スクールバスで家と学校を往復するような生活を、卒業後もずっと延長するだけでいいのだろうか。先日、特振協の中間報告についてのパブリックコメントで、「条件整備」を求める意見が多かったというが、障害のある本人がもっと地域に出て行かなければどんな条件整備が必要かも見えてこないと思う。
- SI(春日部市):娘は「重度」だが、「重度」と思って付き合ってはこなかった。今日は生活ホームのメンバーたちと一緒に、ピープルファーストの大会に行っている。子供が共に生きられるようにという親の希望は大事だが、希望ばかり先に立っている感じもする。親自身が地域の他の人々とどう共に生きるかが大事と思う。
- SA(草加市):車椅子使用の娘は結婚し子どもが二人できた後離婚し、いまは子ども達と大宮で暮らしている。やはり「共に」は、誰かが考えてくれるというものではない。親が考え、責任をもち、その上でみんなで一緒に考えてゆくべきものだろう。
- NU(三郷市):息子は高2で全寮制の高校に。小さいころは市の療育施設と保育所に。就学時は1語文で、あたまから「特殊へ」と言われた。しかし普通学級へ入れた。他の子のようすを見て勉強もするようになったし、子ども達がことばを教えてくれた。
- NY(越谷市):子どもが幼稚園の時、障害のあるお友達のお母さんが、わらじの会の生活ホームの介助に入っていて誘われたのがきっかけで、いまはCIL わらじ総合協議会の職員。いま大人の障害者についても「特別なニーズへの支援」が強く叫ばれているが、その半面で障害のない人々を含めて一緒に生きる関係がこわされている。
- SB(草加市):通園施設その他で療育中。一見普通に見えるがこだわりが強い。保育園の面接をしたが断られた。再来年の就学を前に、迷っている。
- K(八潮市):息子は小1のとき脊髄損傷。八潮市で初めて車椅子で普通学級に。親が付き添った。中学はお願いに行く前に市長がスロープを付けてくれた。中学は一度も付き添わなかった。高校は定時制に通ったが、単位が足りず昨日退学届けを出した。今日は友達と都内に出かけている。
- TN(草加市):娘は車椅子で小学校、中学校とも普通学級。入学のとき付き添ってくれと言われたが、実際は大体付き添いなして小学校を卒えた。中学でもまた付き添ってくれと言われたとき、からだも大きくなってきたので自分から付くことにした。知的な障害もあり、授業中退屈。中学1年のときは周りの子が緊張して離れていった。ずっと養護学校に転校させようかと迷っていた。本人はいま暗い。3年になってからはテストを受けるのもイヤという。しかし、いまは周りの子が受験前で不安なため、かえてこの子が救いになるらしく、新たななかかわりも出来ている。卒業後は越谷養護高等部へ。
- H(草加市):子どもはADHDと高機能広汎性発達障害。30人以上という集団生活が出来ない。聴覚過敏、空間認知も悪い。ごく普通だが負荷がかかるとパニックに。しかしニコニコしながら走り回っているので、パニックに見えない。保育士さんから「どこが障害？」と言われてしまう。この子にとっていい居場所を探している。

このようにたくさんの人たちが集まり、熱い話し合いになりました。また、山下より、各市町村に対する「就学指導の抜本的見直しについての提案」(後掲)についての説明も行い、2時間はあっという間にすぎ、時間延長までして語り合いました。

東部地域ニュース

就学指導の対象にされた親からの疑問を提出

春日部市教委との話し合いから(12月15日)

12月15日に春日部市教委と就学指導をめぐる話し合いを行いました。就学指導を共に学ぶ教育に向けて全面的に見直すことについては、すでに下話しはしてありますが、本格的な話し合いは今後に委ね、この日は現に実施されている就学指導の対象にされた子どもの親たちから、その体験を通しての疑問や意見を伝えました。

親たちからの発言は主に次の通りです。()内は、お子さんの在籍状況など。

分けられ続けてゆく...「共に学ぶ」はどこへ

K(小1・特殊): 昨年ははじめ普通学級と思って燃えていたが、現実問題にぶつかった。通学班のリーダーの子の親から「何かあったら責任取れない」と言われた。学校からも「協力してもらえますか」と言われた。やはり特殊がベターかと思ってそうした。だが特殊の中でも弱い子はいじめられる。それを訴えても「他にも手がかかる子がいるので」と。がまんできなければ養護へ行ったらどうかという雰囲気。これでは何のために障害者計画で「共に学ぶ」をめざすとしたのか。

小さな世界からみんなの中に参加できるのか? 知能テストの情報開示は?

W(小6・普通): 中学は特殊に行くことにした。本人は大人数の中にいたいと希望しているのだが、検査してもらったら、黒板の字を写すのが劣っている。きちんと書くことをせずに6年間来てしまったら、本人も書けないと思ってしまった、そういう部分をこれからの3年間で身につけさせたい。また思春期に向かうにしたがって不安な面もあるので、そこも対応してもらえればと思った。選んでしまっただけから、迷いがある。あまりにも小さな世界だなあという不安。また、親学級に行くのは体育とか音楽が多いというが、うちの子は理科が好きなので、そういうのにも参加できるか。ほかの子にちょっかいを出したりするのだが、それでも親学級で受け入れてくれるだろうか。あと、小学校で知能テストを受けてくれと言われ受けたが、その結果については「教委の資料ですから」ということになってしまう。文書で親にいただくわけにはゆかないのか。

普通に行き続けたい...なぜ別にしようとするのか

N(小5・普通): 低学年のときは座っていられなかったが、4年のとき先生がいちばん前の席にしたら、1時間座ってられるようになった。先生のやり方で子どもが変わると思った。大きいトイレを二度失敗しちゃったくらいで、ほかはそう問題がない。先日、先生に「知能テストを受けて見たら」と言われ、断った。1年のとき、校長、学年主任など4人で受けさせられたいやな思い出がある。特殊や養護に回したいための資料としか思えない。「中学では見向きもされない」と先生は言うが、5年生になっても遊びに来てくれる友達がいる。本人も「普通に行きたい」と言っているし。

みんなと一緒に同じ時間を過ごすということ

T(中1・普通): 学校というところは、子どもの将来や家族の社会への窓口、出発点と思っている。何が出来るというより、子どもらしく、人間らしく過ごせたらいいと思う。同世代の子ども達が興味を持つことに触れていければいいなと。子ども達も比較的すんなりと受け入れてくれている。まったくというほど出来ることはないが、全体の動きを体で感じとって努力している。普通に入ってよかった。子どもにとって居場所があるなと感じる。英語の時間にみんなで「I My Me」などと発音しているとき、本人もそれに合わせて発音していたよと他の子が教えてくれた。支援員の勤務の関係で、帰りの時間はまだ出たことがない。みんなと一緒に同じ時間を過ごさせたいと思う。

普通に行かせたいが判定に従うしかないのか?

Y(保育園): 上の子もまだ学校に上がっていないので、学校というところがまだわからない。

就学指導で判定されて「特殊」と言われたら、「はい」というしかないのかと思っている。いまは保育園でみんなと一緒に育っているので、自分としては普通に行かせたいと思っている。

なぜ勧める養護学校？バリアフリー化は何のため

1(6才・幼稚園):クラッチで多少歩けるが、危ないので、幼稚園では先生が移動を手伝ってくれている。車椅子もある。7月ごろから就学相談に来ているが、判定では安全面から宮代養護へ行って下さいと言われている。でも地域の学校へ行かせたいと言ってきた。疑問に思ったのは、学校での相談の後、就学指導委で面談があり、自分が誰だとも名乗らずにこちらのことを訊いてきて、養護学校を勧めたこと。養護学校のことや卒業後の進路のこともよく知らずに養護学校をなぜ勧めるのか。地元の小学校はエレベーターもトイレもある。それでも40人中の1人として、1人でやれなくては普通学級には行けないと言われた。介助は付けられないと。なんのためのバリアフリーなのか。「親の願いをかなえるという意味で、入学してもいい」と言われたが、腑に落ちない。学校が新しくなっても受け入れ側が心のバリアを張っている。車椅子体験などを一日させても意味がない。介助も絶対付けられないと言われた。ボランティアも自分で探せと。私が付いていく気はあるが、健康上の問題で行けなくなったときはどうなるのか不安。

いずれも本質的な問題についており、時間がない中で市教委の鎌田主任からいちおうの回答がありましたが、かなりピンボケでがっかりでした。

昨年度末に「共に学ぶ教育」について春日部市教委として確認できる事項」を以下のようにまとめたはずなのに。全体として、確認1、確認2違反が目立ちます。Iさんへの対応は、確認3違反、確認4、確認5も、積極的な対応はなされていません。

「共に学ぶ教育」について春日部市教委として確認できる事項(2003年度)

1. 本来は障害のある子どもない子ども地域の通常の学級で共に育ち・共に学ぶことが大切であるが、現状ではそこで学ぶための理解や支援が十分に整っていない状況があるので、親子がそれを望みかつ必要性が認められる場合には、特殊学級や盲・聾・養護学校も用意し、そこでの教育を選択できるようにしている。

2. 現状は、1の通りだが、今後は、市障害者計画の「共に学ぶ教育の推進」を具体化し、「障害のある子どもと障害のある子どもが、分け隔てなくともに学び育つことができるように、多様な支援方法を検討して障害のある子どもの学校生活をサポートする。」施策を進めてゆく。

3. 本来は、地域の通常の学級で共に育ち・共に学ぶ上でさまざまな壁や親子の不安・ためらいに応え、支えてゆくための「相談(および支援)」活動と、やむをえず特殊学級、盲・聾・養護学校を選択した親子や就学先に関し専門家の判断を希望する親子に対してのみ行うべき「就学指導」とは、はっきり区別されるべきである。だが、現状では、体制が整わないこともあり、この二つの活動を明確には区別できていない。とりあえずできることとして、就学相談の担当者に対し、通常学級を希望している保護者に対して養護学校がいかに適切どころかを説くといった対応は厳に慎むよう指導してゆく。

4. 現在、市内の通常学級では小学校で1名、中学校で1名の障害のある生徒に教育委員会の予算で補助員を配置している。今後も必要に応じ、緊急雇用対策の予算なども活用して、配置を検討してゆく。保護者に対して付き添いの強要はしない。保護者の側から「お手伝いしたい」ということをうかがうことはあるが。

5. 盲・聾・養護学校に就学している生徒も、地域の子どもであり、本来は地域の通常学級で学ぶべき子どもとしてとらえる。したがって、従来のように入ったら高等部を出るまで12年間近所の子ども達と共に学ぶことなく過ぎてしまう現状を見直し、できる限り居住地の小・中学校に交流したり、転籍できるよう、地域の情報を提供しつつ相談・支援を継続できる体制作りを進める。

市町村の就学指導見直し試案です

2003年度の春日部市教委、越谷市教委との確認や県特別支援教育振興協議会最終報告案に対するただ一人の障害当事者委員である武井英子委員(社団法人・埼玉障害者自立生活協会)の意見書をもとにして、県東部地区の市町村への提案をまとめてみました。おしゃべり会でも簡単に説明し、非公式ですが市教委にも示しています。今後、具体的な動きをみんなで話し合っただけだと思っております。

2003年12月 日

様

どの子ども地域の学校・高校へ・県東部地区懇談会

就学指導の抜本的見直しについての提案

今年度からスタートした県の彩の国障害者プラン21では、障害のある人となない人が「同等」になることをめざすこれまでの基本理念を改めて、「分け隔てられることなく」という理念をはっきりさせ、それに基づいて教育の分野においても「共に育ち、共に学ぶ」ノーマライゼーションの方向が確認されました。これに先立ち、昨年からはスタートした春日部市障害者計画においても、「ともに学ぶ教育の推進」として「障害のある子どもと障害のある子どもが、分け隔てなくともに学び育つことができるように、多様な支援方法を検討して障害のある子どもの学校生活をサポートする。」とあり、さらに「養護学校に通う児童・生徒が地域社会の中で、その一員として豊かに生きることができるよう、自分の住んでいる地域の児童・生徒と居住地の学校とが交流し、ともに学んだり活動をしたりするなどの交流のあり方を研究する。」とされています。

県においては、「ノーマライゼーションの理念に基づく教育をどのように進めるかについて」と題する県特別支援教育振興協議会の検討結果報告が出されました。そこでは障害の種類・程度により教育の場を分けてきたこれまでの就学指導の見直しを踏まえ、「就学指導委員会から就学支援委員会へ」という提案もなされています。

今日、地方分権の時代にあつて、就学指導は基本的には市町村の自治事務であり、その見直しの責任を負うべき市町村の見識が問われていることは、いうまでもないことです。御市がこのことに取り組むにあたり、これまで20年以上にわたって「ともに学ぶ教育の推進」をテーマとして活動してきた立場から、以下の提案をさせていただきます。

提案

1. 従来の一律の就学判定を廃止し、「共に育ち・共に学ぶ」ことを基本に

これまで「就学指導」において、学校教育法施行令22条の3別表に基づき、障害の種類・程度に応じて、子供たちを「盲・ろう・養護学校が望ましい」とか「通常学級が望ましい」などと一律に判定してきましたが、これをただちに廃止すべきと考えます。その根拠は、これを学校の外の社会に置き換えてみれば、一目瞭然です。たとえば、まず判定ありきとして、一律に「入所施設が望ましい」人や「地域生活が望ましい」人を分ける判定など、存在しようもありません。福祉の分野においても障害の種類・程度に応じて利用可能な制度が異なりますが、「施設に入りたい」とか「ヘルパーの派遣を受けて生活したい」といった具体的な利用申請が出された後、はじめてそれを受ける資格があるかどうかの判定がなされるのです。

利用の申請が出された場合その判定が必要になることはありますが、現在の就学判定は、障害があること

によって行政が一方的に生活の場をきめつける差別制度であり、次代をになう子供たちに与える影響ははかりしれないものがあります。ただちに撤廃すべきです。

そのことは、本来はすべての子供たちが地域の通常学級で共に学び、共に育つことをめざすべきであるという基本的な原則を確認することであり、ようやくにして教育におけるノーマライゼーションのスタート地点に立つということでもあります。

2. 「適正就学のための相談・支援」から「共に育ち・学ぶための相談・支援」へ

これによって、これまでの「適正就学のための相談・支援」から「共に育ち・学ぶための相談・支援」へ、ようやく転換できるようになります。これまでは22条の3に基づく「適正な就学の場」を前提として、「本人・保護者の意志」を「適正」な方向へ「自己指導」(誘導)してゆくことが「相談」であり、「適正な就学の場」に「支援」があるという枠組みになっていました。今後は、「共に育ち・学ぶ」ことを基本として、特別な支援のほとんどない通常学級に行くことに対する不安や悩みとつきあってゆくことが相談の主要な中身になります。また「共に育ち・学ぶための支援」については、これから徐々に創り出してゆかねばなりません。これまで特殊教育で行われてきた障害のある子どもに対する特別な支援よりも、できる限り他の子供たちも含めた支援をめざす必要があります。そして、学校の中だけでなく、通学や放課後も含めた地域生活全体の中で「共に育ち・学ぶための支援」を考えてゆくことが必要です。

3. 特殊学級や盲ろう養護学校で学ぶことを選んだ親子への相談・支援体制を

本来はすべての子供たちが地域の通常学級で共に学び、共に育つことをめざすべきであり、自治体はそのための相談に最大限の努力を傾ける必要があります。しかし、それでも教育環境や主体的条件が整わず、本人・保護者が通常学級で学ぶことは難しいと判断し、特殊学級や盲・ろう・養護学校で学びたいという希望がある場合、それに応えられる体制整備は現状では必要なことです。もとより特殊学級や盲・ろう・養護学校は誰でも入れる学校ではありませんので、本人・保護者の希望により、その利用の適否の判断は自治体の責任で行う必要があります。そのための基準として22条の3別表が存在するのであれば理解はできます。

こうして、特殊学級や盲ろう養護学校で学ぶ子供たちも、本来は地域の通常学級で共に学び、共に育つ権利をもった子供たちであるという認識に立ち、希望により本来ゆくべき通常学級での学習や行事に参加することを支援し、さらに転籍を望む場合は最大限の支援ができるよう、相談と支援体制の整備を進める必要があります。

4. 国・県におあずけにせず、市町村の就学指導委員会条例・規則の改定から

文科省は2005年を期して特殊学級を特別支援教室に、盲ろう養護学校を特別支援学校に転換してゆく方向での法改正をめざすとしているようです。また、11月20日に出された埼玉県特別支援教育振興協議会最終報告においては、学校(学級)の枠を柔軟にする「支援籍」制度を県単で作ることにより、文科省の法改正を待たずに同様の方向へのステップを踏み出そうとしています。

国・県ともに、これまでの「場を分けた教育」への批判を踏まえ、社会のノーマライゼーションの波に対応しようとしています。決定的なあやまちが学校教育法施行令22条の3別表に基づく就学指導の基本については、現状維持でしかない点です。

国・県いずれの動きに対しても、特殊学級や盲ろう養護学校の親や教員から、子供たちがそこを追い出されるのではないかと不安が寄せられています。学校教育法施行令22条の3別表に基づく就学指導の基本は、教育委員会が子供たちを振りわけるところにあり、その基本を変えないまま「場を分けた教育」を柔軟にしようとしても、より効率的に細かく子供たちを分けることにしかならないのははっきりしているからです。

そして、国・県がこの学校教育法施行令22条の3別表に基づく就学指導に固執しているのは、もしこれをなくしたら障害児の多くが通常学級に流れ、特殊学級や盲ろう養護学校の教育は成り立たなくなり、市町村からは通常学級の障害児への支援要請が殺到し、収拾がつかない状況になるのではないかと判断があ

るからです。実際には、いま国が「脱施設」や「社会的入院の解消」を方針化していますが、現場では遅々とした流れしか生まれていないことでもわかるように、いったん分けられた世界が一緒になってゆくにはきわめて長い時間がかかるはず。国・県の不安は、現実的ではないのです。

国・県の動きをただ待っていても、「共に育ち・学ぶ」社会はきりひらかれません。そして、「共に育ち・学ぶ」ことがなければ、「共に働く」ことも「共に暮らす」ことも地域社会に根付ききれないでしょう。

就学指導は市町村の自治事務です。特殊学級や盲ろう養護学校の体制を変えることはできませんが、就学指導のありかたを本来あるべき姿に直すことなら、市町村の判断でできるのです。そして、あちこちの市町村がそこに手を着けることが、実態に基づいて県や国の施策に影響を与え、学校制度をゆるやかに変えてゆく原動力にもなるのだと確信します。

すでに東松山市では全国で初めて就学指導委員会を廃止し、就学相談委員会を立ち上げることを明らかにしていますが、私たちはこれを支持するとともに、他市町村においても学校教育法施行令22条の3別表に基づく一律の就学判定を撤廃し、共に学び、共に育つための相談・支援体制を、本人・保護者の参加の下に確立することをめざすよう提案したいと思います。

むかし生徒だった私の学校論

「例外統合」から「原則統合」へ

千書房・障害児を普通学校へ全国連絡会・フットルース

千田 好夫さん

(以下は社団法人・障害者自立生活協会主催の「ノーマライゼーション・地域生活支援研修セミナー」での講演の一部です。同協会機関誌「通信」より転載しました。)

千田さんは小児マヒで、幼い頃は手にゲタを履いて、近所の子ども達と遊んでいました。学校に上がる時、教委から来るなど言われ、就学猶予しました。次の年も同じ対応だったので、カトリック系の私立校に入りました。

そこでは地域の子がいなかったこともあり、いつもいじめられていました。でもなぐるだけではなく、2階に担ぎ上げてくれたりもしました。5年になった頃から、成績が上がったこともあり、子ども達の態度が変わり、いじめがなくなりました。

こうした体験から、千田さんは、「『障害児を普通学校へ』というのが自分の主張だけれども、学校に入ったら自然にうまくいくというわけではない。」と強調します。途中で養護学校が出来始め、松葉杖の男の子が転校していきました。千田さんも早いうちに養護学校が出来ていたら移っていたかもしれないと、そう思っています。

千田さんは言います。「校区の学校に入るというのは、子ども達の間を切らないということ。入れるだけでいいという人もいるが、私はそうは思わない。」

千田さんは、79年の養護学校義務化によって「原則分離」が確立したのだと説明します。この制度の下では、普通学級に障害のある子が入っても、それは「お目こぼし」であり、「あたりまえ」に入ったわけではない。同様に、養護学校に選択して入ったと思いついて入っている人がいるが、それも実際は、指定されて入っているに過ぎないと。

千田さんが運営委員をしている「障害児を普通学校へ全国連絡会」では、「完全統合」ではなく、「原則統合」を主張しています。それはたとえば聾の人たちが求めて聾学校に行くという場合に、それをやめさせるとはしないということです。「その逆の立場に立ったときを考えると、こっちへ行けとは言えない」と、千田さん。

「一緒に教育する」と言ってもイメージが湧かない人が多い現実があり、それは一緒に生きていく体験が少ないからで、互いに努力してつくりあげてゆくものであると考えようということでした。



TOKO ホームページ 開設！

TOKOは、この郵送のほか、一部の方々にはインターネットを通してメール版をお送りしてきました。このほど、ようやくホームページを立ち上げましたので、今後は容量の大きいメール版を原則とせず、なくしたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

わらじの会ホームページ<http://warajinokai.at.infoseek.co.jp/>の中の黄色い部屋 TOKOで見ることが出来ます。なお、ご迷惑でないならば、従来どおりメールに添付して送信も出来ますので、ご希望の方はアンケート葉書が直接メールでご連絡を。

アンケートにご協力を

葉書を同封しました。アンケートにご協力下さい。近況や課題、今後のおしゃべり会、TOKOの内容や郵送、メール添付などのご希望等について、お答え下さい。集計結果はTOKOで発表させていただきます。



誰でも参加できるイベント情報

1月

- 15日(木) 地域生活支援研修セミナー 午後2時 はあとねっと輪っふる
「施設から地域へ」
講師・池並雪枝さん(埼玉県発達障害福祉協会会長)
現場報告・沼尾孝平さん(所沢・教育と福祉を問い直す会)
どの子も地域の公立高校へ埼玉連絡会事務局会議 午後8時 ペんぎん広場
- 17日(土) かがし座2周年記念週間初日(新春着物市・獅子舞・甘酒サービス)
午前11時~午後3時 共に生きる街づくり情報センターかがし座で
- 18日(日) かがし座市民福祉講座 地域生活「支援」って何だろう 午後1時半~
会場: かがし座 会費300円(資料・コーヒー代)
- 19日(月) 古着などリサイクル品の安売り市 午前10時~午後3時半
会場: 共に生きる街づくり情報センター・かがし座
- 20日(火) 埼玉県地域福祉支援計画意見交換会 午後2時 春日部地方庁舎大会議室
- 21日(水) 障害者の職場参加を語る会 午前10時 越谷市役所地下・職員組合事務所
- 22日(木) 就労支援研修セミナー「働く障害者から見た障害者就労」
講師・鈴木宏和さん(上福岡障害者生活支援センター21) 午後2時 はあとねっと輪っふる
- 30日(金) TOKOおしゃべり会 午前10時~ 岩槻ふれあいプラザ
ノーマライゼーション基礎セミナー 午後1時半 浦和岸町コミセン
「障害者の権利擁護をめぐる」 講師・河東田 博さん(立教大学教授)

2月

- 5日(木) 街づくり研修セミナー「ユニバーサルデザイン」
講師・山島さん(県文化振興課) 午後2時 はあとねっと輪っふる
- 16日(月) 街づくり研修セミナー「街づくりアドバイザー構想」
講師・高橋儀平さん(東洋大学教授)
- 18日(水) 障害者の職場参加を語る会 午前10時 越谷市役所地下・職員組合事務所
- 19日(木) 就労支援研修セミナー「企業と障害者を結ぶ立場から」 午後2時 はあとねっと輪っふる 講師・木村志義さん(ジョイコンサルティング代表)

